

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和5年10月31日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 2300209 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 2300027 号

## 第1 結論

請求者のA社 (現在は、B社) における平成9年10月1日から平成10年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成9年10月から平成10年9月までの標準報酬月額については、9万2,000円から59万円とする。

平成9年10月から平成10年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成9年10月1日から平成10年10月1日まで

厚生年金保険の記録によると、私がA社に勤務していた期間のうち、請求期間に係る標準報酬月額が、支給されていた給与額より低く記録されている。以前、会社から提供された資料を提出するので、調査の上、請求期間について、実際の給与額に見合う標準報酬月額に記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

オンライン記録によると、A社における請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、9万2,000円と記録されていることが確認できる。

しかしながら、請求者から提出されたA社に係る「厚生年金基金加入員給与月額算定基礎届」(写)によると、請求者に係る平成9年10月からの厚生年金基金の標準給与月額について、59万円 (健康保険は98万円) に相当する給与月額が記載されていることが確認できる。

また、事業主は、請求期間当時の社会保険事務所 (当時) 及び厚生年金基金への報酬月額に係る届出書は、複写式の届出様式を使用していたと思われる旨陳述している。

さらに、請求者から提出された平成9年1月分から平成10年12月分までのA社に係る給与明細書 (写) によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額の決定の基礎となる月の報酬月額は、上記「厚生年金基金加入員給与月額算定基礎届」(写) における給与月額と同額であることが確認できる上、請求者は、当該期間において、59万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

加えて、A社が加入していたC健康保険組合は、請求者の請求期間に係る標準報酬月額について、98万円と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、平成9年10月から平成10年9月までは59万円であったと認められることから、請求者の請求期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。